

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則（森林保全課）
- ◇告 示 保険医療機関等の指定（保険課）  
飼料の試験の結果の概要（畜産課）  
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）  
都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇正 誤 平成六年六月七日付鳥取県公報六千五百七十九号中訂正

## 規 則

鳥取県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県林業種苗法施行細則（昭和四十六年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

様式第九号から様式第十四号までを削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中部休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	平成六年六月一日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇―二三	〃

淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	〃
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉三丁目七五一―五	〃
医療法人社団松本歯科診療所	鳥取市上魚町四九	〃
鳥取県西部歯科保健センター	米子市岡三柳一〇四―一	〃
船木歯科クリニック	米子市西福原二―一二	〃
吉井歯科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	〃
国谷歯科医院	西伯郡名和町大字御来屋一六四	〃
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五三	〃
二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四―四	平成六年六月二日
小酒外科医院	米子市福市一七三〇―一〇	平成六年六月七日
斉藤小児科内科医院	気高郡気高町大字勝見六五八―一〇	平成六年六月十三日
西村快復堂薬局	米子市日原八一〇―三	平成六年六月一日
アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇―一五	〃
有限会社 こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	平成六年六月十四日

**鳥取県告示第四百九十二号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成六年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成六年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	
鳥取県境港市 松景精麦株式会社 社山陰工場	境港市外江37 49 松景精麦株式会社 山陰工場	加熱圧べんとうもろこし	平成6年5月	8.3	3.4	2.8	1.9	0.09	0.25	12.6	
			〃	7.6	3.3	1.5	1.2	0.03	0.25	12.3	
山口県下関市 林兼産業株式会社 社飼料事業本部	境港市竹内町地5 7 株式会社ミシロ境 港支店	⑩または印配合飼料工 ールマツシユ	平成6年4月	21.8	4.2	2.9	5.7	1.04	0.64	11.8	
			〃	17.9	4.2	2.7	10.8	3.52	0.55	11.5	
岡山県倉敷市 西日本飼料株式 会社	西伯郡名和町大字 名和990 鳥根米穀株式会社 名和運送倉庫	日清印肉牛用配合飼料 黒毛前期	〃	16.1	3.5	6.4	6.4	0.87	0.84	12.2	
			〃	14.7	3.3	6.8	7.7	1.70	0.64	11.4	
			〃	15.3	3.5	4.0	7.5	1.52	0.74	11.7	
〃	〃	日清印肉牛用配合飼料 スーパー粗粒後期	平成6年4月	12.0	3.4	3.5	6.9	1.59	0.50	12.6	
			〃	12.0	3.4	3.5	6.9	1.59	0.50	12.6	

注1. 飼料の名称の欄中「⑩」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第四百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字大縄川南往来西及び字大縄川南中道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大崎二八二七―三

梅林 広志

鳥取県告示第四百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成六年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施工者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業

新開川都市下水路

三 事業施工期間

昭和五十八年五月十日から平成九年三月三十一日まで  
（変更前 昭和五十八年五月十日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年六月十四日

鳥取県公安委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
回胴式遊技機	シテノホーニ	株式会社パナオニア

正 誤

平成六年六月七日鳥取県公報第六千五百七十九号中次の箇所<sub>に誤りがあったので、訂</sub>正する。

七 頁  
下 段  
十 五 行  
株 式 公 社 誤  
株 式 公 社 八 光 正